

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

---

### （開催要領）

1 日時 平成26年11月20日（木）10:32～10:50

2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室

3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所 招聘教授

<関係省庁>

山本 博之 東京都政策企画局国家戦略特区推進担当部長

<事務局>

藤原 豊 内閣府地域活性化推進室次長

富屋 誠一郎 内閣府地域活性化推進室長代理

### （議事次第）

1 開会

2 議事 医療・創薬に関する特許出願猶予期間の拡大（東京圏）

3 閉会

---

○藤原次長 それでは、始めさせていただきます。

戦略特区のワーキンググループのヒアリングでございますけれども、医療・創薬に関する特許出願猶予期間の拡大、グレースピリオドの話でございます。経産省に後ほど来ていただくということなのですが、最初に東京都から問題意識を、少し御説明いただきたいと思っております。

○八田座長 早朝からお越しくささいましてありがとうございます。

それでは、御説明をよろしく願いいたします。

○山本部長 なかなか難しい課題だとは重々承知しております。きょうは特にどういったニーズがあるかという、日本橋のプラットフォームの動きも今ありまして、ニーズもあります。そういった点も含めて御説明させていただきたいと思っております。

まず、資料1は3月28日の東京都の提案書の東京発グローバルイノベーション特区における創薬のメッカの形成でございます。上の箱にもありますけれども、将来的には東京を国際的なライフサイエンスビジネス拠点へと成長させ、その観点から創薬の関連事業とか団体が集積する日本橋の創薬ビジネスプラットフォームの形成を支援していきたいといった内容でございます。

めくっていただきまして、左上にありますけれども、このビジネスプラットフォームの考えでございますけれども、プロの目利きにより国内研究拠点に埋もれたシーズを発掘、選定し、あと金融と販売先のマッチングを促進しようとするものでございます。このポイントでございますけれども、実際にここで研究するというわけではなくて、アカデミアのシーズをいかに産学官の連携によりまして吸い上げて製品化につなげていくところが肝でございます。そうなりますと、やはりシーズが豊富なアカデミア、あとは民間も製薬、ベンチャー、投資ファンド、さらにはそれをコーディネートする官がワンストップ的に集まるところが重要になってくるところでございます。

そういったところで資料2でございますけれども、現状でございます。日本橋のライフサイエンス拠点のイメージでございますけれども、そういった日本橋におきまして人材と情報が集まるライフサイエンスビジネスの交流拠点の形成が今現在図られつつあります。この11月でございますけれども、既に左の拠点①とございますけれども、これはコレド室町3の8階でございます。右の図の緑のところでございますけれども、こちらに医薬基盤研究所の創薬支援戦略室がもう既に移転しております。

それを補完する形でございますけれども、その下のブルーでございます。こちらは有力研究大学、アカデミアがフェイス・トゥー・フェイスの人材、情報の交流が可能となる場の形成に向けて今活動中でございます。左上の拠点②でございます。こちらは三井不動産所有のビルでございますけれども、ここにライフサイエンス系のベンチャー企業が集まる場として活用される。こういったことで日本橋はライフサイエンスビジネスの一大拠点として形成していこうといった状況でございます。

下にセミナールーム・ラウンジがあります。ここに発信力の高い発表があれば、もともと大手製薬企業が集積している場所でございますし、さらには先ほど申し上げましたベンチャーとか投資ファンド、そういったことでビジネスのおいがるということで集結してくる可能性が高まってくる。またセミナーの後には打ち合わせの空間もありますので、その後に集まった人間でシーズをどう製品化につなげていくかということでビジネスマッチングの活性化が期待されるところでございます。

後ほど説明するグレースピリオドにつきましても、こういったインセンティブがあれば産学官のビジネスマッチングのバージョンアップにつながりまして、より製品化につながっていくのではないかといたところでございます。

そういったことで資料3でございますけれども、今回の提案でございますけれども、上にもございますが、国家戦略特区による規制緩和のツールとしまして、特区内の認定会場、先ほどのところを想定しておりますけれども、そこでの研究発表をグレースピリオド期間拡大対象とする要望をさせていただいております。

御案内のとおりでございますけれども、グレースピリオドにつきましても、現行では6カ月という一定期間に限って例外的に発明の公表から特許を出願するまでの猶予期間が認められておりますけれども、これを12カ月に拡大していただきたいという要望でございま

す。

2つ目の○に、諸外国では米国に加えまして、アジアにおいては韓国、シンガポール、マレーシアにおいては既に12月になっておりますので、国際競争力の観点からも何とかしてもらいたいという声も上がっております。

一番下のところに効果がございすけれども、最先端技術の積極的な対外公表の促進を通じたビジネスマッチングの活性化効果。これは先ほど申し上げたところでございます。また、さらに十分な特許の準備期間が確保されますし、早期の段階から先ほどみたいところで発表すると、いろいろと官民でどうやって連携していこうかという形で、早期の段階から議論が進みますので、事業化に向けてしっかりとした組成が進んでいくのではないかとということも期待されます。

また、ここも重要だと思っておりますけれども、仮に認めていただければ区域計画に日本橋におけるプラットフォームという形で記載されますので、そうなりますと民間の製薬メーカー、ベンチャー、投資ファンドも非常にここではすごいことがあるのだなということで発信力も大きくなるものと考えております。

最後になりますけれども、制約条件が多々あるということは十分に承知しておりますけれども、これは東京に限らず関西圏におきましてもポテンシャルがあるものと考えておりますので、ぜひ政府におきましては柔軟な発想で積極的に取り組んでいただくことを東京都としては期待しているところでございます。

以上でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

このことについて、初歩的なことを御質問するわけですが、もし発表することで特許が認められなくなるのなら、発表しないでいきなり特許を申請すればよさそうに思うけれども、発表することによるメリットというのはどういうことなのでしょうか。

○山本部長 発表することのメリットでございますけれども、やはり特許の前に発表することによりまして、それで先ほども申し上げましたけれども、発表するところにいろいろと産学の人が発表を聞いて、では特許まで12月あればどうやって組成していこうという議論が高まりますので、かなり実効性が高まるという効果が期待されます。

○八田座長 そうすると、現行の6カ月というのも基本的には官の援助を得るための期間ということなわけですか。

○山本部長 はい。それをさらに12カ月にすることによって、よりインセンティブが高まってくると思いますし、6カ月延びるというのも、いろいろと聞きますと、6カ月だと厳しいのですけれども、さらに6カ月延びると猶予がふえますので、より実効性の高い形で組成されるのではないかと期待もございす。

○八田座長 基本的には官の側が対応する時間が6カ月から12カ月になることで実現性が高まるということでしょうか。

○山本部長 発表する側の準備期間が、官ではなくて民のほうが特許までにですね。です

から、発表のところはちょっとふわっとした感じでもいいと思うのですが、それで発表して、いろいろと声を聞いて、特許の申請までにもう少し実効性が高い形で準備する期間がふえるという、民側のニーズ。

○八田座長 まず発表しないで特許の申請をしてから、さあ官にいろいろ支援をお願いしますと言うわけにはいかないのですか。

○山本部長 やはり大学の先生とかにもいろいろ聞くのですけれども、大学だけだと将来的な展開、例えばこういった課題があるし、例えば知財上こういった課題があるということが大学だけだとわからないので、やはり民間の製薬メーカーとかベンチャーとかの話の事前に聞ければ、より実効性の高い形で特許申請まで持っていけるので、こういった仕組みがあれば非常にありがたいということで、有力研究大学の先生からもよろしく頼むと言われております。

○八田座長 私の見知っている範囲では、発明者が投資家から特許の支援を受ける際には、発表とかというのではなくて、内々に投資家に相談し、投資家はいろいろ特許申請に詳しい投資家に相談したり、他にも支援者を募るといったことがよくあります。そういうのを有力大学も恐らくルートとして持っておられるのではないかと思います。しかしそうではなくて、こういう公表するということが必要だということですね。

○山本部長 そこはやり方がいろいろ、内々でできるというようなコネクションを持っているところもあれば、例えば発表論文数を一応昇任するための要件にしているようなところもいろいろと大学もあるみたいで、そこはケース・バイ・ケースになると思うのです。

○八田座長 もう少し補足。

○東京都 大学の中ではきちんと論文を発表することが評価されるけれども、特許をきちんと取らなければいけないというニーズがあって、特許を取ろうと思えば発表を抑えなくてはならないので、少しそこにジレンマがあるという話をされていました。

○八田座長 なるほど、そこが問題の核心ですね。援助を得ることよりも大学の先生が自分の仕事の評価をしてもらいたい。そのためにどうしても発表が必要で、こういうインキュベーションセンターでやる発表も学術的な発表として認められる。それから、特許の申請までにいろいろ時間がかかり、手続がかかるから、今、山本さんがおっしゃったように、申請者の側にとって手間がかかるところをやるわけなのだけれども、発表自体は一刻も早くやってしまいたい。そういうことなのですか。

○東京都 そうなのです。12カ月あれば発表のほうもできますし、特許も取れるということで、このグレースピリオド期間が認められれば、どちらにとってもメリットがあるということです。

○八田座長 なるほど。そうすると、その12カ月の間に官の支援が得られるということでは必ずしもなくて。

○東京都 必ずしも官の支援に限らないと思います。

○八田座長 限らない。だから、むしろ官の支援自体は特許が認められてから、あるいは

申請してからいろいろもらってもいいわけだけれども、単純に発表をできるだけ早くして成果発表したいということがあるということですね。

○東京都 大学側としてはそのニーズが高いという話をしていました。

○八田座長 わかりました。

あとは事務局から何か質問はありますか。

○藤原次長 後で御議論いただきますけれども、これは多分2つ論点があって、おっしゃっていただいた大阪にもニーズがあるなどという話になると、これはやるにしても全国でやるかどうか、まずそこが論点になると思うのです。また、2つ目に、12カ月かどうかというのは、これも単にアメリカ型とヨーロッパ型があるということで、ヨーロッパの例を言われたときにどう応えるかということだと思います。その辺はどうですか。

○山本部長 ヨーロッパが6カ月ということですので、その整合性のところについてはできればそんなところも国際的な整合性も踏まえて重要な検討課題にしてもらえればいいのではないかなと思うのです。

○藤原次長 恐らく本当にそこを論理的に打ち勝つためには、アメリカ型でやらないと研究成果が実現しないのだとか、そういうのを論理武装しないと、ヨーロッパの主張、世界の半分は6カ月だと言われて終わってしまうと思うのです。

○山本部長 そうは言われても、韓国とか香港、シンガポールは12カ月でやっておりますので、うちも東京にそういった拠点をつくりたいという構想もありますので。

○藤原次長 シンガポールはいつからやっているのですか。

○山本部長 いつからやっているというところまでは。

○藤原次長 例えばそれをいつからやっているのか知りませんが、やった瞬間にうんと特許の件数が伸びたのだとか、そういう論理の話とかがないと、グローバルに見ても別に世界全体がこれをやっていないのだと言われた瞬間にきついと思います。

○山本部長 わかりました。

○八田座長 発表してから申請までの間に、実は私もやっていたのだという会社があらわれても、もうそれは遅いのですか。要するに、発表があった時点でその人の先取特権が認められるわけですね。

○山本部長 はい。

○八田座長 そうすると、むしろ12カ月ではなくてもっと延ばしたらもっと楽になるということはあるけれども、その弊害は何でしょうか。延ばすことによる、例えば2年にしておくとかというと、ほかの会社が要するに。

○山本部長 申請主義というのが今の日本の原則ですね。

○藤原次長 それはほとんど発明主義と一緒にではないかと言われるのではないですか。まさに発明と出願というのは基本的には一体として、事務的な考慮を一応半年ぐらいするけれども、基本は先願主義なのだからというのがあって、だから、出願とできるだけ幅をとってしまうと、説明した人だけが有利になるという。

- 八田座長 そのこの主義の違いということもあるわけですね。
- 藤原次長 それは先発明か先願かというのはずっとあって、アメリカとフィリピン以外は、それこそヨーロッパを含めて先願主義だったというのでアメリカもやめたわけですね。したがって、また発明主義のほうに戻っていくという流れは、あり得るのですか。
- 八田座長 そうすると、アメリカのほうが先願主義に近い。
- 藤原次長 むしろ直した。
- 八田座長 直して6カ月にした。
- 藤原次長 直したというか、アメリカは12カ月間ですね。
- 八田座長 だけれども、何となく精神から言ったら6カ月のほうが。
- 藤原次長 アメリカは昔から発明だったから今は長いのです。
- 八田座長 なるほど。わかりました。
- 藤原次長 どちらかというところヨーロッパ型というか先願主義のほうに寄ってきているので、それをまた伸ばすという議論は難しいかもしれないと思います。
- では、経産省をお願いします。